

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	大津市終末処理場汚水送水管増強検討委託に関する協定
委託業務場所	大津市由美浜
概要	大津終末処理場水処理施設再構築事業の第2期工事着手からⅠ系水処理施設が使用できなくなるため、雨天時の雨水流入に対応できなくなる。そのため第2期工事着手に先立ち、Ⅱ系水処理施設への送水能力増強検討等を行う。
契約期間	委託業務開始日から 令和6年3月29日まで
契約年月日	令和5年5月15日
契約金額	9,920,000円
契約の相手方	〔名称〕 地方共同法人 日本下水道事業団 〔所在地〕 東京都文京区湯島二丁目31番27号
契約相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・日本下水道事業団は、地方公共団体の委託要請に基づき、終末処理場の建設工事等についての当該地方公共団体の代行を主たる業務としている唯一の全国組織である。 ・実績として、全国の処理場の約7割にあたる約1,400箇所の処理場を新築・再構築を手掛け、豊富な経験と高い技術力を有しており、土木・建築・機械・電気等、多岐にわたる工種についてそれぞれの専門技術者による対応が可能である。 ・処理場の実施設計の作成や工事施工に多く携わり、国土交通省との協議・調整を円滑に進められる。 <p>これらのことから、当業務を実施できるのは、日本下水道事業団に限られることから、日本下水道事業団に随意契約するものである。</p>
担当課・電話番号	水再生センター・077-522-5300
根拠規程	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。